

第2期射水市教育振興基本計画について

1 計画策定の趣旨

教育振興基本計画は、本市が進める教育施策の基本的方向性や目標を示すとともに、中長期的な視点から取り組むべき施策の全体像、体系を明らかにし、教育の総合的かつ計画的な推進を図るための指針となるものです。(教育基本法第17条第2項に位置付け)

本市においては、平成27年2月に「射水市教育振興基本計画」を策定し、令和2年2月に中間見直しを行い、教育に関する様々な施策を展開するとともに、毎年度、その成果等に係る点検・評価を実施してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響、DXの推進、誰一人取り残さない共生社会の実現、精神的な豊かさの重視など、教育を取り巻く現状や環境が変化していること、さらには、第3次射水市総合計画の理念や方向性等との整合を図るため、現行計画を1年前倒しし、令和6年度を初年度とする「第2期射水市教育振興基本計画」を策定しました。

2 計画期間

本計画の期間は、今後、学習指導要領改訂等の大きな変化が想定されることから、柔軟かつ的確に対応できるよう令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

3 計画の構成

(1) 基本理念 (本市教育施策の展開に当たっての基本理念・目指す人間像)

**豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり**

(2) 基本目標 (基本理念を実現するための基本目標)

本市教育の基本理念を踏まえた5つの基本目標

将来を担う子どもたちをはじめ、市民一人ひとりが、それぞれの個性や価値観を尊重し、違いを認め合い、自分らしい「しあわせ」を実現できる教育を目指します。

自他ともに認め合い、豊かな心を育みます

変化が激しく予測困難な社会を生きるためには、様々な人々とのかかわりの中で、自分のよさや可能性を知り、自分に自信をもつことが重要になります。自己肯定感を高めるなど、自他の敬愛と協力を大切にしながら、創造性や豊かな情操と道徳心を養います。

果敢にチャレンジし、生き抜く力を培います

夢や目標に向かって、困難にもひるまず挑戦し続け、粘り強く努力することは大切なことです。各分野に興味・関心を有する子どものすそ野を拡大し、その才能を見いだして、チャレンジ精神や創造性などを一層伸ばします。

ふるさとを愛し、健やかな心と体を育てます

豊かな地域資源が輝きを放つふるさとを愛することは、射水の絆づくりとコミュニティの育成に重要なことです。射水で育ったことに誇りをもち、健康でたくましい心と体を養います。

学校、家庭、地域が一体となって、健やかな成長を支えます

子どもは、家庭で育て、学校で鍛え、地域で磨くことによって成長すると言われるように、それぞれが役割を果たし、一体となって育てることが大切です。学校、家庭、地域並びに関係機関が協力・連携して、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える体制をつくります。

生涯を通じて学び、体験する、活動を支援します

市民一人ひとりが、ライフスタイルに応じて、楽しくスポーツや生涯学習活動に取り組むことは、自分らしく暮らす精神的な豊かさを実感するために大切なことです。活動環境の充実や地域での主体的な活動を支援します。

(3) 基本的施策 (基本目標を達成するための施策の柱)

基本的施策		主な取組
1	確かな学力の定着	個別最適な学びと協働的な学びの推進 学力の向上 小中学校の連携 学校図書館の充実
2	豊かな心と健やかな体の育成	いじめの防止対策、人権教育の推進 学校教育における相談体制の充実 体力の向上、心身の健康づくり 多様な価値観や背景をもつ児童生徒への支援の充実 学校部活動の段階的な地域移行の推進 学校給食の充実、食育の推進
3	特別支援教育の充実	相談、支援体制の充実 関係機関との連携強化
4	郷土愛を育む教育の充実	ふるさと射水への愛着を育む教育の充実 環境教育等、持続可能な社会を目指す教育の推進
5	国際化、情報化に対応した教育の充実	ICTを活用した情報活用能力の向上、デジタル・シティズンシップ()教育の推進 外国語教育の充実
6	教育環境の整備	学校施設・設備の計画的な整備 児童生徒の安全確保のための取組の推進 学校の適正規模・適正配置を踏まえた望ましい教育環境の推進 環境にやさしい学校施設の整備
7	信頼される教育の推進	コミュニティ・スクール等による地域とともにある学校づくりの推進 教員の資質能力の向上 スマートスクールの推進
8	幼児教育の推進	幼児教育の充実 幼保小連携の推進 教員等の資質能力の向上 認定こども園の設置・推進
9	家庭の教育力の向上支援	あたたかな家庭環境づくりの啓発 子どもの成長段階に応じた「親学び」への支援
10	地域における子どもの成長支援	地域での教育の推進と指導者の確保 多世代交流機会の充実 安全な子どもの居場所の確保
11	生涯学習活動の推進	ニーズに応じた生涯学習機会の充実 郷土について学ぶ機会の充実 生涯学習の新たな在り方の検討・推進 図書館機能の充実
12	文化財の保存と活用	文化財の保存・継承 文化財の活用と積極的な発信 文化資源・伝統文化の保存・継承・活用
13	スポーツ・レクリエーションの推進	各種スポーツ団体の活動支援 施設の充実、利用促進 スポーツを支える指導者の育成・確保 選手の育成強化

デジタル・シティズンシップ...情報技術の利用における適切で責任ある行動規範のこと。

4 第2期計画策定までの取組について

- 令和5年 7月 第1回 射水市教育振興基本計画策定懇話会
 10月 第2回 射水市教育振興基本計画策定懇話会
 11月 第3回 射水市教育振興基本計画策定懇話会
 教育委員会11月定例会 計画(素案)報告
 12月 市議会12月定例会 計画(素案)報告
 パブリックコメント実施(12月14日~1月15日)
 令和6年 2月 第4回 射水市教育振興基本計画策定懇話会
 教育委員会2月定例会 計画(案) 提出
 3月 市議会3月定例会 報告